

## 一般社団法人日本高次脳機能障害学会 代議員総会運営規則

### (目的)

**第1条** この規則は、一般社団法人日本高次脳機能障害学会（以下、「この法人」という。）の代議員総会の運営に関し必要な事項を定める。

### (種類)

#### 第2条

- 1 この法人の代議員総会は、定時代議員総会と臨時代議員総会の2種とする。
- 2 定時代議員総会は、この法人が主催する年次学術総会に合わせて開催する。

### (招集の手続)

#### 第3条

- 1 代議員総会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。
  - (1) 代議員総会の日時および場所
  - (2) 代議員総会の目的である事項
- 2 上記の目的である事項を記載した書面をもって開催日の2週間前までに代議員に対し通知しなければならない。

### (代議員以外の者の出席)

#### 第4条

- 1 理事および監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、代議員総会に出席しなければならない。
- 2 この法人の職員及び弁護士等は、議長、理事または監事を補助するために、議長の許可を得て代議員総会に出席することができる。

### (仮議長)

**第5条** 定款第16条に定める議長が選出されるまでの間、この法人の学術総会の会長が仮議長を務める。

### (議長)

#### 第6条

- 1 代議員総会の議長は、出席代議員の中から互選する。
- 2 議長被推薦者が複数のときは、採決によって議長を決定する。

### (議長の権限)

#### 第7条

- 1 議長は、代議員総会の秩序を維持し、議事を整理する。
- 2 議長は、議事を円滑に進めるために必要と判断するときは、次の者に対して退場を命じることができる。
  - (1) 議長の指示に従わない者
  - (2) 代議員総会の秩序を乱した者
- 3 議長は、議長の指示に従わない発言、議題に関係しない発言、他人の名誉を毀損しまたは侮辱する発言、総会の品位を汚す発言その他議事を妨害しまたは議場を混乱させる発言に対し必要な注意を与え、制限しまたはその発言を中止させることができる。

### (成立)

#### 第8条

- 1 代議員総会は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員の出席により成立する。
- 2 定款第19条第1項に定める代理人表決を行う代議員は出席したものとみなす。
- 3 理事長は、監事とともに総会の開会に先立ち、出席代議員数およびその議決権数を確認し、成立要件を満たしていることを代議員総会に報告しなければならない。

### (議題の付議の宣言)

#### 第9条

- 1 議長は、各議事に入るに当たり、その議題を付議することを宣言する。
- 2 議長は、予め招集通知に示された順序に従い議題を付議する。ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。
- 3 議長は、複数の議題を一括して付議することができる。

### (理事等の報告または説明)

#### 第10条

- 1 議長は、議題付議の宣告後、必要と認めるときは、理事および監事に対しその議題に関する事項の報告または説明を求めることができる。この場合理事または監事は、議長の許可を得て、補助者に報告または説明をさせることができる。
- 2 代議員が理事または監事に対し特定の事項について説明を求めるときは、議

長は理事または監事に対し説明を求めなければならない。ただし、当該事項が当該代議員総会の目的である事項に関しないものである場合、またはその説明をすることが代議員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合と議長が認める場合はこの限りではない。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第43条、第44条または第49条第3項ただし書きの規定により代議員から提案があった場合、議長はその代議員に議題の説明を求め、また、理事または監事に対してこれに係る意見を述べさせることができる。

#### (議題の審議)

##### 第11条

- 1 議題について発言するときは、議長の許可を受けなければならない。
- 2 発言の順序は、議長が決定する。
- 3 発言は、簡潔明瞭であることを要し、議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、発言時間を制限することができる。

#### (採決)

##### 第12条

- 1 議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決することができる。
- 2 議長は、議題原案に対して修正案が提出された場合には、原案に先立ち修正案の採決を行う。
- 3 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。
- 4 議長は採決に先立って、議題に関する意見を述べることはできない。

#### (出席した代議員の議決権の数)

第13条 代議員総会の決議については、次の数の合計数を出席した代議員の議決権の数とする。

- (1) 出席した代議員本人の議決権の数
- (2) 代理人委任による代議員の議決権の数

#### (採決結果の宣言)

##### 第14条

議長は、採決が終了した場合には、その結果ならびにその議題の決議に必要な賛成数を充足しているか否かを宣言する。

**(議事録)**

**第15条** 代議員総会の議事録には、次の各号に掲げられた事項が記載されなければならない。

- (1) 開催された日時および場所
- (2) 議事の経過の要領およびその結果
- (3) 代議員総会に出席した理事ならびに監事の氏名
- (4) 議長の氏名
- (5) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

**(議事録署名人)**

**第16条** 代議員総会に出席した議長および監事は、議事録署名人として議事録に署名しなければならない。

**(議事の経過およびその結果の報告)**

**第17条**

- 1 理事長は、欠席した代議員に対して、書面または電磁的方法をもって議事の経過およびその結果の概要を遅滞なく報告する。
- 2 前項の報告については、代議員総会の議事の経過およびその結果の概要を、機関誌またはホームページに掲載する。

**(事務局)**

**第18条** 代議員総会の事務局には、事務局長がこれに当たる。

**(規則の変更)**

**第19条** この規則の変更は、理事会の決議をもって行う。

2015年4月25日制定